

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和5年12月21日（木）午後1時40分～午後1時50分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 谷平敬子 副委員長 須藤智子 委員 梅村 均
委員 水野忠三 委員 大野慎治 委員 塚崎海緒
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 齋藤元英
秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 小野誠、行政課長 佐野剛

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第90号	岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第91号	地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第92号	岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第93号	岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第94号	地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

◎委員長（谷平敬子君） ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

それでは、当局から挨拶をお願いします。

◎総務部長（中村定秋君） 今回、御審査いただく議案につきましては、いずれも人事院勧告に伴う国の給与改善に準じたものとなっております。法律の改正を受けて、例年のことではありますが、こうした追加ということになります。グループ長以上、出席しておりますので丁寧な答弁に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

◎委員長（谷平敬子君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第90号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第90号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第90号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお聞かせください。

附則で施行期日があります。それで2条のところで、4月1日からということで遡及するという形になっております。それでこれが当然だと思っていたら、遡及をしないという自治体もあるということをお聞きして、その法的な根拠というのはどうなっているのかなというふうに思いましたので、その辺をお聞かせいただきたいんです。

この遡及するかしないかというのはもう、自治体が判断できるという法律になっているのかどうか教えてください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 会計年度任用職員については、細かな規定というのはないものですから、国ではなくて自治体ごとによって運用というのはやはり変わっております。

岩倉市では遡及してやっているんですけど、愛知県内で見ると非常にそういった自治体は少なく、翌年から給料表に適用するとかそういったところが多いというのが現状です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

岩倉市のほうが少ないということですけど、岩倉市はその姿勢をずうっと保っていただきたいということを要望しておきますので、また考慮に入れながら検討してください。よろしく願いいたします。以上です。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第91号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第91号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第92号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第92号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第92号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第93号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第93号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第93号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第94号「地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第94号「地方公務員法第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第94号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。